

TradeWatch

第17-3号

2018年9月

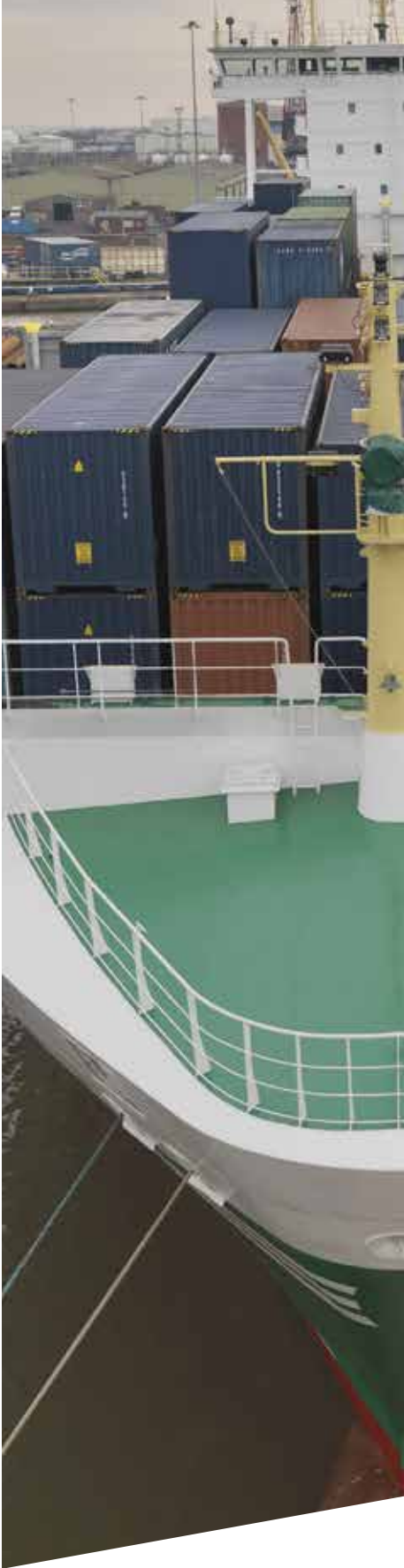
EY Global Trade

Quarterly update



Building a better
working world

目次



特集

NAFTAに代わる新貿易協定 USMCA 1

米州

米国 — 米国、2,000億ドル相当の中国原産品に対する追加関税を発表
貿易摩擦が続く見込み 6

アジア太平洋

日本 — 日欧EPA及びTPPが日本を取り巻く貿易環境を変える 11

ヨーロッパ、中東及びアフリカ (EMEA)

英国 — 英国政府、「合意なき」EU離脱の準備に関するガイダンスを公表 13

NAFTAに代わる新貿易協定 USMCA



エグゼクティブサマリー

2018年10月1日、トランプ米大統領は、米国・メキシコ・カナダ間の北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement、以下「NAFTA」)の条件を改訂することにつき、カナダと予備的合意に達したと発表しました¹。当該合意は、13カ月間に及ぶ合計7回のNAFTA再交渉会合を経て成立したものであり、米国がメキシコとの大筋合意を発表²してから約30日遅れて発表されました。

米国通商代表部(United States Trade Representative、以下「USTR」)は同日、新協定「米国・メキシコ・カナダ協定(United States-Mexico-Canada Agreement、以下「USMCA」)案の全文を公表し³、新協定交渉の目的として掲げられていたNAFTAの近代化をどのように実現するのか、その具体的な内容を示しました。NAFTAからの大きな変更内容と

しては、農産品、自動車・自動車部品、繊維製品の貿易に係る規定のほか、略式輸入手続きの対象となる小口(デミニマス)貨物の基準値の引上げ、バイオ医薬品に係るデータ保護の強化、その他下記に記載する規定が挙げられます⁴。

今回予備的合意に至ったUSMCA案はNAFTAの22章を上回る34章から構成されており、新たに、労働、環境、汚職行為防止、規制政策等の分野が含まれています。さらに、同案には協定本文のほかに、付属文書11通とサイドレター12通が含まれています。サイドレターのうち4通には、自動車・自動車部品の輸入をめぐる米国通商拡大法に基づく調査において、米国がカナダとメキシコに配慮することが明記されています⁵。しかし、すでに発動されているメキシコおよびカナダ産の鉄鋼・アルミに対する追加関税に関する同様の合意・規定はありません。

¹ 2018年10月1日、ホワイトハウス・ファクトシート「President Donald J. Trump Secures A Modern, Rebalanced Trade Agreement with Canada and Mexico」: <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-secures-modern-rebalanced-trade-agreement-canadamexico/>

² 2018年8月27日、米国通商代表部(USTR) プレスリリース「Strengthening NAFTA for Agriculture」、「Modernizing NAFTA to be a 21st Century Trade Agreement」、および「Rebalancing NAFTA to Support Manufacturing」: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018>

³ USMCA条文: <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/united-states-mexico>

⁴ 2018年10月1日、USTR米国・メキシコ・カナダ貿易ファクトシート: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets>

⁵ 米国・メキシコ・カナダ協定条文: カナダ232サイドレター、米国・メキシコ232サイドレター、米国・カナダ232プロセス・サイドレター、および米国・メキシコ232プロセス・サイドレター。



今後、この予備的合意は3カ国すべてによって批准される必要がありますが、批准される可能性は高いと思われます。協定案の公表を受け、企業は今、自社への影響を分析し、新協定を有効活用するために必要となる対応を見極めることが重要となります。

詳細

USMCAの主要な規定

原産地規則(第4章)

USMCAでは、自動車・自動車部品が特恵関税の適用を受けるための条件が大幅に変更されます。具体的には、自動車に係る域内原産割合 (regional value content、以下「RVC」)の基準値が現在の62.5%から75%まで引き上げられます⁶。RVCの要件は、対象となる車または部品の種類によって異なります⁷。関税番号変更基準はUSMCA案においても特定の製品を対象に採用されていますが、トレーシングリストは廃止されています⁸。また、USMCAでは、自動車の生産工程の一定割合(段階的に40%まで引上げ)が時給16米ドル以上の労働者によって行われることを必要とする労働価値割合に関する基準が新たに設けられています⁹。なお、さらに完成車の生産者は、特恵関税の適用を受けるためには鉄鋼・アルミの70%を北米域内で調達する必要があります¹⁰。

また自動車以外でも、化学製品、鉄鋼製品、ガラス、光ファイバー等の工業製品の原産地規則がUSMCAでは、より厳しくなっております。また、繊維・ Apparel製品についても、NAFTAには北米原産ではない特定の材料の使用を認める規定がありましたが、USMCAにおいては北米原産ではない材料の使用が制限されています。USMCAにおいて繊維・ Apparel製品

が特恵関税の適用を受けるには、当該製品に含まれる特定の原材料(縫糸、ポケット裏地、ゴムバンド、被覆布等)も北米で生産されることが要求されます。例えば、ブラウスがメキシコで製造される場合、これらの原材料もカナダ・メキシコ・米国のいずれかの国の原産品でなければ特恵関税の適用は受けられないこととなります。

農産品の貿易 - 市場アクセス(第3章)

USMCA案では、カナダは、米国が輸出する乳製品、家禽肉(七面鳥・鶏)および卵に対して市場アクセスを限定的に認めることに合意しています。同様に米国も、カナダが輸出する乳製品、ピーナッツ・ピーナッツ製品、および砂糖・砂糖製品に対して市場アクセスを限定的に認めることに合意しています。両国は、双方の譲歩を推進すべく、新たな関税割当制度を導入する予定です。さらに、カナダは牛乳の価格に関する自国の特別な分類制度を設けていますが、そのクラス6と7を廃止するとともに、自国のスキムミルクの過剰生産が外部市場に及ぼす影響を限定するための措置(輸出課徴金制度の導入等)を講じることに合意しました。

その他の重要な規定

USMCAには、上記以外にも次の重要な規定が含まれています。

- ▶ 原産地規則の証明と検認手続きの合理化
 - ▶ 物品の輸出者、生産者および輸入者による原産地証明が認められる
- ▶ 原産品に対する関税撤廃の維持、輸出関税やその他の課徴金の禁止、通関手数料の免除
- ▶ 輸入・輸出ライセンス手続きの透明化

⁶ USMCA第4章。

⁷ 例えば、小型車両には75%のRVC、大型車両には70%のRVCが要求される。一方、自動車部品に係るRVCは、当該部品が「中核的(core)」、「重要(principal)」または「補完的(complimentary)」のいずれとみなされるかに応じて65~75%が要求される。

⁸ 原産地認定の目的において、トレーシング規定は、特定の構成要素をその原産国と関わりなく原産品とみなすことを認める。

⁹ 労働価値割合の具体的な計算では、製造コスト、テクノロジーおよび組立費用を考慮する。

¹⁰ 最終製品メーカーは、アルミ・鉄鋼の年間調達のうち70%を米国・メキシコ・カナダから調達しなければならない。



- ▶ カナダおよびメキシコで僅少の(デミニマス)貨物の非課税基準値の引上げ(第7章)
- ▶ メキシコは、50米ドル以下の輸入品に係る関税と内国税の免除制度を維持しつつ、新たに100米ドル以下の輸入品に係る関税を免除。また、100米ドル以下の貨物に係る通関手続は最小限とする
- ▶ カナダは、150カナダドル以下の輸入品に係る関税を免除し、40カナダドル以下の輸入品に係る連邦輸入税(例:輸入時に課せられるGST)を免除(従来は20カナダドル以下)。ただし、B2Cの輸入取引に適用される州税は、今回の交渉の対象外。150カナダドル以下の貨物は、簡易通関手続きの条件を満たす限りにおいて、通関手続は最小限とする
- ▶ 関税の繰延および関税払戻制度の利用を制限するNAFTA第303条は、USMCAの第2章に組み込まれている
- ▶ 第20章には、バイオ医薬品のデータ保護期間を10年間とし、幅広い製品を保護対象に
- ▶ NAFTA第19章の紛争解決規定もUSMCAに組み込まれている
- ▶ メキシコおよびカナダに係る通商拡大法第232条の救済措置
 - ▶ 米国が1962年通商拡大法第232条(以下「第232条」)に基づき自動車・自動車部品の輸入に追加関税を課した場合、メキシコおよびカナダに対する次の救済措置を2通のサイドレターで合意
 - ▶ カナダからの乗用車の輸入260万台まで、およびメキシコからの乗用車の輸入260万台までを追加関税の対象外とする
 - ▶ カナダおよびメキシコから輸入された軽トラックを追加関税の対象外とする
 - ▶ カナダからの自動車部品の輸入320億米ドル相当まで、およびメキシコからの自動車部品の輸入1,080億米ドル相当まで追加関税の対象外とする
- ▶ 米国が第232条に基づいて追加関税を課した場合、メキシコとカナダとの協議を行うことを、2つのサイドレターで合意
- ▶ 米国は、第232条に基づく追加関税を課した場合、協議のため、その賦課日から60日間追加関税の適用を猶予しなければならない
- ▶ メキシコ・カナダは、同等の商業的效果を持つ対抗措置を講じる権利(第232条の措置についてWTOに異議を申し立てる権利を含む)を有する
- ▶ なお、米国が第232条に基づき現在すでにカナダおよびメキシコ原産の鉄鋼・アルミ製品に課している追加関税については、USMCAにおいて一切言及されていない
- ▶ 現行の文化機関を対象とするNAFTAの例外規定は、USMCAにおいても維持される
- ▶ 新協定の発効、終了、更新および離脱については、第34章に次のとおり規定されている
 - ▶ 当該協定は、最後の国が協定施行のために必要となる国内手続が完了したことを通知してから3カ月目の1日に発効する
 - ▶ 当該協定は、全参加国が16年間の延長に合意した場合を除き、発効から16年後に自動的に終了する
 - ▶ 協定の改定の要否につき、6年ごとに見直しを行う
 - ▶ 参加国は、6カ月前までに書面で通知することにより、当該協定から離脱することができる。いずれかの国が離脱した場合、当該協定は残りの国について効力を維持する



今後予想される展開

USMCAが発効されるには、米国およびメキシコの大統領ならびにカナダの首相による署名の後、3カ国すべての議会によって批准されなければなりません。

米国では、貿易促進権限 (Trade Promotion Authority、以下「TPA」) 法の下、大統領は貿易協定への署名の90日前までに議会へ通達し、署名の60日前までに協定文を議会に開示しなければなりません。トランプ大統領は必要とされる議会への通達を9月1日に行っており、先日の条文案開示により2番目の要件を満たしています。

米大統領は貿易協定を交渉する権限を有しますが、交渉された貿易協定を施行する権限は議会のみが有します¹¹。したがって、大統領が協定に署名した後、議会承認のため協定の施行法案を議会に提出する必要があります。施行法案の提出後、議会は最大90日の審議を行うことができます。TPAの規定により、議会は多数決により法案の可決・否決を行うこととなり、協定文の修正は認められていません。USMCAの施行法案が議会で可決されるまでの間は、NAFTAが利用可能となります。最終的な議会の決議は、今年中と予想されます。

メキシコおよびカナダにおいても同様の手続きが必要となります。メキシコでは、USMCAの審議・批准のため上院に提出し、「外交通常委員会 (Foreign Relations Ordinary Commission)」による修正を受けなければなりません。協定の批准のためには、上院 (定数128) の3分の2が賛成票を投じなければなりません。ペニャ・ニエト大統領はUSMCAを政権の優先課題として掲げていたところ、米国・メキシコ間の条件合意の通知は2018年8月27日に行われたことにより、2018年12月1日の退任までに、ペニャ・ニエト大統領によるUSMCAへの署名を実現できる見込みとなります¹²。

カナダでは、USMCA 施行法案が議会へ提出された後、小委員会による討議と報告に基づいた議会の全面審議の上、下院と上院の両院で可決されなければなりません。この手続きは数カ月を要するものと思われます¹³。その後、必要に応じて追加法案が起草・可決されなければなりません。ただし、追加法案の大部分は、既存のNAFTAまたはCUSFTA (カナダ・米国自由貿易協定) 法の下にすでに存在しているものと思われます。

上記のとおり、USMCAは3カ国すべての大統領と首相によって署名され、それぞれの国の議会によって批准された上で、最後の国による手続完了の通達日の3カ月後に発効する予定です。したがって、発効に至る批准手続きは、2019年に持ち越される可能性が高いと思われます。

企業に求められる対応

USMCAの条文が公表されたことで、企業は協定の改定が自社の業務に及ぼす影響の分析が可能となりました。自動車、繊維およびその他の業界においては、原産地規則の変更により、特恵関税の適用要件を満たすことがより困難になるでしょう。他方、電子商取引における小売業者・消費者や、知的財産権の保有者 (医薬品製造業者等) は、今回の改定により恩恵を受けられる可能性が高いと思われます。

したがって、企業はNAFTAの利用状況 (関税節減額等) を詳細に確認した上で、USMCA 下で予想される関税節減額等と比較してみることをお勧めします。通関データを活用することにより、USMCA 導入による影響を確認することができます。特に、各製品が現行のRVC要件をどのように満たしているかを理解した上で、USMCA 導入後も原産品として特恵関税の適用を受け続けるために必要となる調達先の変更やその他の対応を検討するべきです。また、RVCの引上げ、関税番号基準の対象からの除外、自動車業界においてはトレーシング要件の廃止等の影響を受ける製品を取り扱っている場合は、原産品として認定されるための基準や特別な手法を詳細に検討する価値があります。例えば、NAFTAで厳しい原産地規則が設けられていた業界では、自己生産 (中間) 材料に関する特別なルールの適用は原産地規則を充足するのに極めて効果的でした。

USMCAを効果的に利用するために、次のアクションが必要となります。

- ▶ カナダ・メキシコ・米国の関連するデータを集約する
- ▶ 以下を考慮して、北米で製造される自社の特に重要な製品を特定する
 - ▶ 通関データ (カテゴリー、金額および最大関税削減額の見極め)
 - ▶ 販売データ (最大数量、価額および販売予測の見極め)
 - ▶ 現時点で特恵措置の対象ではない製品
 - ▶ 部品表 (例えば、貿易特恵措置に係る適格性を判断するために必要とされる製品固有データ)

¹¹ TPA 法は、議会における採決に先立って、国際貿易委員会による当該協定の評価、当該協定の規定を遵守するために必要となる法律改正の説明、および当該協定の最終的な条文的な議会への提出を含む一連の行動を要求している。

¹² メキシコのロペス・オブラドール次期大統領は修正後の協定を支持しているが、自身の就任までに当該協定が署名されない場合は条件の再交渉を模索する可能性があると表明している。

¹³ 注意すべき問題の1つは、2018年10月1日に選出されたケベック州政府の今後の反応である。カナダは自国の乳製品市場へのアクセスに関して譲歩したため、乳製品産業の規模の大きいケベックにおいて議論を呼んでおり、これは乳製品に関するUSMCAの交渉結果のケベックにおける導入に影響を及ぼす可能性がある。



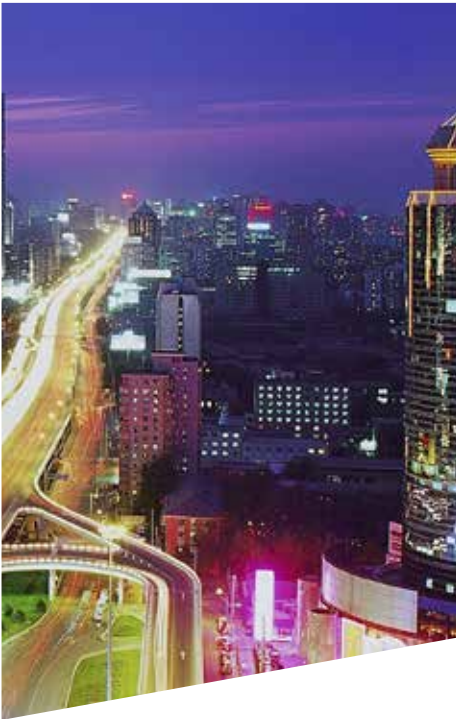
- ▶ 現在適用されている原産地規則¹⁴を特定し、現行の規則をどのように満たしているか、およびそれがUSMCA案の下でどのように変わるか¹⁵を確認する
- ▶ USMCA導入の影響額を（製品別に）確認し、解決策を検討する
 - ▶ より厳しい関税番号変更または引き上げられたRVC要件を遵守するために、非原産材料を原産品に置き換える必要があるか
 - ▶ 現行のRVCルールをどの程度達成しているか
 - ▶ 原産地規則を満たすために、自己生産（中間）材料に関する特別なルール等を利用する必要があるか
- ▶ 国内の関税当局による自由貿易協定監査等の執行強化に備える
- ▶ カナダへの輸入取引を再確認し、連邦と州の税制に関する課税輸入区分を見直すとともに、カナダにおける事業登録に付随する要件（新たな小口（デミニマス）基準値ルールの下における、現在保有している登録の陳腐化を含む）を確定する
- ▶ 米国の第232条に基づく追加関税、およびカナダとメキシコの報復関税・付加税の影響を引き続き監視し、係る関税・付加税の還付や免除（適用される場合）を活用する

¹⁴ NAFTA 付属文書 401に示されている。

¹⁵ USMCA 第4章。

米国

米国、2,000億米ドル相当の中国原産品に対する追加関税を発表 貿易摩擦が続く見込み



エグゼクティブサマリー

2018年9月17日、米国通商代表部(United States Trade Representative、以下「USTR」)は、2018年9月24日以降、(最恵国関税に上乗せして算出される)10%の追加関税(従価方式)の適用対象とする中国原産品のリスト第3弾(以下、「米国リスト3」)¹を発表しました。米国リスト3に掲載された品目に適用される追加税率は、2019年1月1日以降、25%に引き上げられる予定です²。追加関税の影響を受ける品目は広範囲に及びますが、当初案では追加関税の対象とされていた一部の消費財やその他のカテゴリーの製品は、後述の通り、一部又は全部がリストから削除されています。

中国原産品に追加関税を賦課するUSTRの一連の措置は、米国の知的財産の強制移転に関連する中国の行動、政策、慣行に関する調査結果に基づいたものです³。米国は、当該調査の結果を受け、1,000以上のタリフライン(関税番号)を対象に25%の追加関税を賦課することを発表しました⁴。米国税関国境警備局(United States Customs and Border Protection、以下「CBP」)は、2018年7月6日以降、リスト第1弾(以下、「米国リスト1」)に含まれる年間340億米ドル相当⁵の中国原産の輸入品818タリフライン⁶を対象に、また、2018年8月23日以降は新たにリスト第2弾(以下、「米国リスト2」)に含まれる年間160億米ドル相当の輸入品279タリフライン⁷を対象に追加関税を徴収しています。

¹ USTR : <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>

² 上注を参照。

³ 1974年通商法第301条は、他国の措置、政策もしくは慣行が、WTO協定等の通商協定に違反もしくは非整合的である、又は「正当な理由を欠き米国の通商に負担や制限をかける」との決定に基づいて、関税又は輸入制限を課す権限を与える。

⁴ USTRの手法は「メイドインチャイナ2025」に関連する製品を標的とし、商業的に選択可能な他の調達先が存在する製品を選ぶことで米国の消費者に対する影響を最小化しようとしている。その結果、履物、衣類、スマートフォン、パソコン、パソコン画面等の消費者向け製品はリストから削除されることとなった。詳細は、2018年6月27日付、Japan tax alert「米国の対中追加関税の第1弾が2018年7月6日に発動へ 追加関税25%、340億米ドル相当の品目リストを公表」をご参照ください。

⁵ 本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指す。

⁶ 2018年6月15日、「USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices」

⁷ 2018年8月7日、「USTR Finalizes Second Tranche of Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices」



一方、中国は米国の2度の追加関税に対する対抗措置として、2018年7月6日以降、リスト第1弾(以下、「中国リスト1」)に含まれる年間340億米ドル相当の米国原産の輸入品545タリフライン⁸を対象に、次いで、2018年8月23日以降は、さらにリスト第2弾(以下、「中国リスト2」)に含まれる年間160億米ドル相当の333タリフライン⁹も対象に、25%の追加関税を徴収しています。USTRによる米国リスト3の策定は、中国リスト1及び中国リスト2に対する対抗措置となります¹⁰。

同時に、USTRは8月23日以降実施されている米国リスト2に係る適用除外申請手続きも発表しました。当該手続きは米国リスト1の要件に基づくもので、最終製品の製造に用いられる中国原産の部品に係る報告基準が追加されています。適用除外を希望する輸入者は、12月18日までに申請書を提出することとされています。

詳細

米国リスト3

米国リスト3は、対中貿易に係わる2,000億米ドル相当の5,745タリフライン(タリフライン内の特定品目のみを対象とするものも含む)¹¹で構成されます。当初案には6,031タリフラインが含まれていましたが、6週間の通告・意見募集期間及び6日間の公聴会を経て、USTRが当初案から297タリフラインを削除しました。9月17日発表のUSTRの声明には、「スマートウォッチ及びBluetooth機器、米国内で製造されている品目の原材料となる一部の化学品、繊維及び農産物、特定のヘルスケア製品及び自転車用ヘルメット等の安全製品、自動車シートやベビーサークル等の子供用安全器具」等の製品群を追加関税の対象リストから削除する旨が記載されています。他方では、今回発表されたリストには、以下の2タリフラインが追加されています。

▶ 23011000: 肉又はくす肉の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る)並びに獣脂かす

▶ 27090010: API度25未満の石油及び歴青油(原油に限る)

米国リスト3の適用対象製品は米国リスト1及び2よりも広範で、米国関税率表(HTSUS)の(全99類中)80類にわたります。第30類の医薬品、第61類から第64類の衣服及び靴製品がリストに含まれていないことが注目されますが、一方、帽子やハンドバッグ等の消費財、自動車部品、各種機器、テレビ、電池、コンピューター部品及びネットワーク・ルーター、家具、布(織物)、食品、化学品及び殺虫剤(農薬)、鉱物、機械、鉄鋼及びアルミニウム製品、半導体組立装置等は含まれます。

米国リスト3は二つのパートに大別されます。パート1には5,734タリフラインが含まれ、これらのタリフラインに分類されるすべての品目が追加関税の対象となります。一方、パート2は関税番号8桁レベルで11品目を規定したうえで、そのうち対象外とする品目を関税番号10桁で示しています。例えば、HTSUS番号9401.80.60の腰掛けを追加関税の対象としたうえで、HTSUS番号9401.80.6021及び9401.80.6023に分類されるチャイルドシートは対象外としています。そして、パート2には、HTSUS番号8517.62.0090が掲載されていますが、この関税番号は現行の関税率表にも、過去の関税率表にも記載されていません。USTRは、HTSUS 8517.62.0050に分類されるスマートウォッチ及びBluetooth機器を最終リストから削除する旨を発表しているため、8517.62.0090は誤植で、正しくは8517.62.0050であるということかもしれません。あるいは、これが誤植ではないとすれば、CBPが適用対象製品を特定しやすくするようにとの配慮から、新しいHTSUS番号を創設することを意図している可能性があると思われる。

⁸ 2018年6月7日、中国商務部「Announcement on Imposing Tariffs on Some Goods Originating in the US」

⁹ 2018年8月8日、中国商務部、「Announcement of the Customs Tariff Commission of the State Council on Adding Tariffs to Imported Goods Originating from the United States of About US\$16 Billion」

¹⁰ 上注1を参照。

¹¹ 「タリフライン内の特定品目のみを対象とするもの」とは、8桁レベルで同じHTSUS番号に分類される10桁のHTSUS番号のうち、一部の特定品目のみが追加関税の対象となるタリフラインを指す。



米国リスト3の概要

ランク	類	内容	タリフライン数
1	第29類	有機化学品	693
2	第3類	魚類及び甲殻類、軟体動物及びその他の水生無脊椎動物	275
3	第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	231
4	第52類	綿及び綿織物	230
5	第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	222
6	第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	213
7	第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	196
8	第44類	木材及びその製品並びに木炭	180
9	第38類	各種の化学工業生産品	142
10	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	143
その他の類(70類)			3220
総計			5745



米国リスト2の適用除外申請手続き

確定版の米国リスト3発表と同日、USTRは米国リスト2の適用除外申請手続きを発表しました。米国リスト1の適用除外申請手続きと同様、申請者は申請対象製品の物理的特性に基づき、申請対象製品を同じ関税番号(8桁レベル)に分類される他の品目と区別する必要があります。また、申請者は、申請対象製品に適用される10桁の関税番号と、申請者が過去3年に渡り、各年に購入した中国原産製品の量及び金額を提示しなければなりません。適用除外申請は、製品ごとに提出する必要があります。さらに、申請対象製品が最終製品として販売される場合、申請者は、申請者の2017年の総売上において中国原産製品が占める比率(%)を提示しなければなりません。また、申請対象製品が最終製品の製造に用いられる場合、申請者は、当該最終製品の製造総費用において中国原産の輸入部品が占める比率(%)及び申請者の2017年の総売上において当該最終製品の売上げが占める比率(%)を提示しなければなりません。

また、申請者は、米国リスト1の適用除外申請手続きと同様、以下の要素を考慮した適用除外の正当化事由を申請に含める必要があります。

- ▶ 申請対象製品の中国国外からの入手可能性
- ▶ 除外申請が却下された場合に生じうる、申請者又はその他の米国の利害関係者等に与える損害
- ▶ 申請対象製品が戦略的に重要な製品であるか、又は中国政府が掲げる「メイドインチャイナ2025」もしくはその他の産業振興策に関連するものであるか

さらに申請者は、除外が認められた場合のCBPによる管理の容易性等、申請に関連するその他のあらゆる情報を提出することができます。

適用除外手続きに係る重要日程及び特徴は以下の通りです。

- ▶ 適用除外申請は2018年12月18日まで提出することができます、当該申請がUSTRに認められた場合、追加関税が発効した2018年8月23日まで遡って除外が適用される

- ▶ 適用除外の有効期間は、除外の決定を記載した官報の発行から一年間とする
- ▶ 適用除外申請の公告が米国政府のウェブサイト(www.regulations.gov)上に掲載された後、申請に賛成又は反対の意見を表明するパブリックコメント期間として14日間が認められる。14日間の期間の終了後、利害関係者には、受領した賛否の意見に回答する期間として7日間が認められる

2018年9月17日のUSTRのプレスリリースに、申請手続きに係る以下の詳細内容が含まれています。

- ▶ 業務上機密情報を含む申請の方法等の電子媒体による適用除外申請の詳細な指示
- ▶ 適用除外申請に関連する意見及び回答の提出に係る詳細な指示
- ▶ すべての提出に係る様式及び認定要件

今後予想される展開

米国リスト3の決定に対し、中国は新たに米国原産の輸入品に賦課する関税の決定及び実施を発表し、2018年9月24日以降、関税を徴収しています(以下、「中国リスト3」)。中国リスト3は2018年8月3日に発表され、600億米ドル相当の米国原産の輸入品5,207タリフラインに5%又は10%の追加関税が賦課されます¹²。中国リスト3は、液化天然ガス、自動車部品、医療機器、各種機械、家具、鉱物、化学品、皮革製品、木材製品並びに肉、コーヒー、ナッツ、アルコール飲料等の食品及び飲料が含まれます。中国リスト3の確定版に含まれる追加関税適用対象製品群は、当初提案されたものと変わりません。

米国政府は、2018年9月17日、中国政府による中国リスト3の発表に先立ち、中国が報復関税で対抗し続けるなら、2,670億米ドル相当の中国原産の輸入品に対して新たに追加関税を賦課する旨の発表を行いました¹³。「フェイズ3」と称されたこのリストは、実質的に中国原産のすべての輸入品を含むものとなるでしょう。

¹² 2018年9月18日、中国財政部「China Ministry of Finance, 18 September 2018; "Announcement of the Customs Tariff Commission of the State Council on the application of tariffs on imports of approximately US\$60 billion worth of goods originating in the United States]"

¹³ ホワイトハウス: <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-from-the-president-4/>



企業に求められる対応

米国と中国の貿易に携わる企業は、追加関税の潜在的な影響を特定し、関税節減策を設定することが重要です。企業が今すぐ実行できる対応策には、以下が挙げられます。

- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達先を十分に理解し、関税プランニング等、影響を軽減できる可能性を見極めるため、自社のサプライチェーン全体を把握する
- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域 (FTZ)、代替関税還付制度 (substitution drawback)、HTSUS 第98類及び中国の関税法令上の同様のプログラム等、追加関税の繰延、削減又は還付のための戦略を特定する
- ▶ 追加関税の対象となる輸入品について、関税評価額のプランニング (移転価格に関するアプローチの見直し、米国に輸入する物品についてはファーストセールの活用等) を検討する

日本

日欧EPA及びTPPが 日本を取り巻く貿易環境を変える



2018年7月17日に、日本とEUは両国間の経済連携協定（EPA）に署名しました。当該EPAは来年発効が見込まれます。その2日後、シンガポールが環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を批准し、シンガポールを含む3か国において批准が終わりました。大規模かつ包括的であるこれらの協定は、日系企業にとって大きなビジネスチャンスとなります。

日欧EPAの背景

日本とEUは2013年3月に協定の交渉をはじめ、2017年7月の大枠合意を経て、同年12月に交渉の妥結を迎えました。2017年の統計によれば、この協定により実現する貿易圏は、世界GDPの約30%、世界貿易の約40%を占めます¹。外務省の発表によると、当該協定により、EUの日本製品に対する関税の約99%が、そし

て日本のEU製品に対する関税の94%が撤廃されます。当該協定は、両国の工業品に係る関税の完全撤廃を定めており、製造業には特に大きな影響があると言えます。EUは、日本製の自動車に係る関税の大部分の即時撤廃を約定しており、即時撤廃の対象外の自動車に係る関税も8年後には撤廃されます。また、多くの自動車部品、一般機械、化学製品、電気製品なども、EUの即時関税撤廃の対象に含まれています。

上記に加え、EUは、日本の輸出重点品目である牛肉・お茶・水産品をはじめ、多くの農水産品に対する関税を撤廃します。一方、日本はEU産のワイン、豚肉の調製品、一定のチーズの関税を撤廃することを約定しており、その多くの関税が即時撤廃されます。当該協定では、地理的表示（GI）の保護も規定されています。

¹ 詳しくは以下の外務省作成資料を参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382204.pdf>



当該協定において注目すべきは、原産地の証明を製品の生産者、輸出者又は輸入者による自己証明に基づくという点です。つまり、日本の輸出者は日本商工会議所から原産地証明書を取得する必要はなくなります。EU当局より検認の依頼を受けた場合、原産地の自己証明を行った企業は、当該製品の製造工程や製造のために使用された材料などの詳細情報をEU当局へ提供しなければなりません。なお、EU当局から輸出者や生産者に情報提供を要請された場合は、日本の税関当局も協力することとなっています。

原則として、日本原産品としてEU輸入時に優遇を受けるためには、「日本国内により完全に得られもしくは日本国内で完全に生産される」、「日本国内で日本原産材料のみから生産される」、又は「品目別原産地規則を充足する一定の製造工程を経る」、という条件のいずれかを満たさなければなりません。品目別原産地規則の例としては、輸出国において輸出価格の一定割合以上の付加価値の付与（付加価値基準）、特定の製造工程の実施、HSコードの4桁変更などが挙げられます。なお、協定の完全累積条項により、付加価値基準において相手国で付与された付加価値も算入することができます。

TPPに関する進展

7月19日に、シンガポールがTPPを批准し、メキシコと日本に次いで3か国目の批准国となりました（全11か国）。協定は、6か国目の国内承認手続きが完了した日から60日後に発効します。

また、同日に箱根で開催された首席交渉官会合において、参加国は、早ければ年明けの発効を目指すことを合意しました。さらに、発効後、速やかに加盟国拡大を検討する方針で一致しました。詳細は年内に発表される見込みです。これまで、英国、韓国、コロンビアを含む複数の国・地域から新規加盟の打診が来ています。

TPPの詳細

TPPは、日本の自由貿易協定網をカナダやニュージーランドに拡大するほか、日本の輸入者が注目すべき規定がいくつか含まれています。日欧EPA同様に、完全累積が認められており、品目別原産地規則の適用において、輸出国以外のTPP加盟国で付与された付加価値も考慮することができます。また、原産地の証明については、TPPにおいても生産者、輸出者又は輸入者による自己証明制度が採用されています。

日欧EPAとTPPが異なる点として、原産性の検認の手順が挙げられます。TPPでは、仕向地の当局から要求があった場合のみ、輸出国の税関当局は自国の生産者・輸出者に対する検認に関与することとなっています。

企業に求められる対応

予定通り来年2つの大規模な自由貿易協定が発効すれば、日系企業にとって大きなビジネスチャンスとなります。これらの協定による恩恵を最大限享受するには、企業は関税削減スケジュールを把握し、恩恵を受けられる品目があれば、自社の製品が当該品目の原産地規則を充足するかを確認しておく必要があります。両協定が発効するのは早くても来年になる見込みですが、発効後すぐに恩恵を得られるよう、今から行動する必要があります。特に、原産性を証明する資料を作成し、必要期間保存できる体制を構築する必要があります。また、ITの活用や専門家への相談なども検討されるのも良いでしょう。

英国

英国政府、「合意なき」EU離脱の準備に関するガイダンスを公表



エグゼクティブサマリー

2018年8月23日、英国政府は、英国のEU離脱 (Brexit) に関し、「合意なき (No Deal)」離脱となった場合のシナリオにおいて、英国政府がとるいくつかの措置及びビジネスに対して、推奨する対策を説明した指針の第一弾を公開しました。このシナリオは、合意されたEU脱退協定及び将来の英国とEUの関係の枠組みがないまま、2019年3月29日に英国が欧州連合 (EU) を離脱することを想定しています。しかし、このようなシナリオでも、英国とEUにおけるそれぞれの緊急計画の相互依存関係の数を鑑みると、英国政府はEUといくつかの合意をまだ達成可能と予想しています。

2015-2016年首相特別顧問であったEYの英国・アイルランドEU離脱戦略リーダー、マッツ・ベルソンは次のようにコメントしています。

8月23日に発表された措置は、「合意なき」離脱のシナリオが実現した場合、主に英国に輸入を行っている企業に対する摩擦軽減において役立つ可能性があります。特に、製菓業界にとって、EUの治験・認可が英国側で承認されることは

安心材料になります。これは、短期的には費用のかさむ重複手続きを減らすため、一部の企業には何百万ドルの費用負担となっていたかもしれません。また、付加価値税 (VAT) を国境で支払うのではなく、VATの申告処理を可能にすることで、特に小規模企業の場合、キャッシュ・フローの影響が軽減されます。税関検査に対する選択的アプローチは、国境での遅延やコストのリスクを軽減するのに役立ちます。

これらは歓迎できるものですが、これらの指針は、「合意なき」離脱のシナリオにおいて企業が直面する影響の一部だけを取り扱っており、当然ながら英国の視点からのみになります。英国税関が貨物を素通ししてもその貨物がEU側で止められ、遅延が出た場合、効果は限定的となります。「合意なき」離脱となった場合、政府は、EUに拠点を置く企業のためにも、最も大きく損害を与える摩擦を避けるためにこれらの措置のいくつかを相互的に行うよう、EUに臨むのが正当であると考えられます。

本アラートの全文は、2018年8月24日付、EY global tax alert (英文のみ) をご覧ください。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの関税チームによる

関税・国際貿易サービスについて

EYの関税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180928

ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Contact:

EY 税理士法人

インダイレクト タックス パートナー

大平 洋一

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com